

## 書評

## 藤田 勇『マルクス主義法理論の方法的基礎』

渋谷 謙次郎

## 1. はじめに

藤田勇教授は、戦後日本のソビエト法研究の重鎮としてのみならず、マルクス主義法学を牽引してきた一人としても、知られてきた。といっても藤田教授の多くの業績をソビエト法研究、さなければマルクス主義法学研究という風に単純に類別することはできず、例えば『ソビエト法理論史研究1917-1938：ロシア革命とマルクス主義法学方法論』（岩波書店、1968年）は、法の一般理論とソビエト法の存立根拠に関する当時のソ連のマルクス主義法学者達の論争史であり、上記の二つの類別のいずれにも関わってこよう。他方、藤田教授は、ソ連での動向を直接主題としたわけではない、理論的により純化された形でのマルクス主義法理論（マルクス主義法学）に関する単著をもいくつか出してきた。『法と経済の一般理論』（日本評論社、1974年）がそれであり、また理論的な抽象性を維持しつつ特定の法的範疇を主題にしたものとしては『近代の所有観と現代の所有問題』（日本評論社、1989年）があるだろう。

かつてソビエト法研究者が多かれ少なかれ問題にしていた（ソ連で1930年代に成立した）「社会主義法学」を別にすれば、本来、マルクス主義法理論の対象とは、社会主義社会に「在る」あるいは「在るべき」法ではなく、資本制社会の法的現象であろう。むしろ、そこから「人間の解剖は猿の解剖のための一つの鍵である」（マルクス）との通り、資本制に先行する社会の法的なものの生成や変容の解明も、重要な課題であり続けてきた（現に藤田教授は本書でその作業を行っている）。

このように、藤田教授がソビエト法研究とは相対的に区別し得るマルクス主義法理論に関して、多くの研究業績を残してきたのも、ソビエト法の実情やその存立根拠のみならず、歴史的類型としてのブルジョア法の一般理論や現状分析などに強い問題意識を有してきたからだと思われる。

## 2. 本書の構成

本書『マルクス主義法理論的方法的基礎』は、『法と経済の一般理論』や『近代の所有観と現代の所有問題』に次いで、藤田教授が執筆してきたマルクス主義法理論に関する諸論文が一冊の著書としてまとめられたものである。

### 本書目次

#### 第1部 「社会構成体と法の上部構造」論

##### 第1章 社会構成体と法の上部構造

##### 第2章 「社会構成体と法の上部構造」論 追想——アジアの生産様式論に触れて

##### 第3章 「社会構成体と法の上部構造」論 追考

——第1章第3節の補追（英仏独の「ブルジョア革命」、「市民（ブルジョア）社会」形成をめぐる）

#### 第2部 法の上部構造分析のカテゴリー・システム

##### 第1章 「社会と法」という課題にアプローチするためのカテゴリー・システムの若干の問題について

##### 第2章 法における内容・形態カテゴリーに関する一考察

##### 第3章 法体系の内的構成

#### 第3部 マルクス主義法理論史

##### 第1章 マルクス・エンゲルスの国家・法理論

##### 第2章 ロシア革命とマルクス＝レーニン主義国家・法理論

##### 第3章 マルクス主義法理論研究の観点からの古典研究

本書は第1部第3章のみが書き下ろし原稿で、ただし直前の第1部第2章が2009年に発刊された別の論文集のために執筆されたことを考えると、実質的にはこの二つの章が、比較的近年執筆されたものである（いずれも第1部の主題の追想、追考という形をとる）。それ以外の章は、かつて藤田教授も編者に加わった『マルクス主義法学講座』（全8巻、1976-80年、日本評論社）や同時期の学会誌、論文集に収録されたものである。このように、1970年代半ばから後半にかけて執筆掲載された諸論考が本書のかなりの部分を占め、そこから起算して30年余りを経て一冊の著書として公刊されることの意味、そして比較的近年書かれて本書に収められた追想・追考の位置付けなどが、改めて問われることになろう（後述）。

本書の多くの章は、研究者向きの学術論文であり、タイトルにある「方法的基礎」が入門書を意味するわけではないのは明らかだが、仮に「そもそもマルクス主義法理論とは」といった具合に入門的な知識を得たい場合、本書第3部から読むのがよいのではないだろうか。しかも第3部の第3章が「マルクス主義法理論研究の観点からの古典研究」であり、『ドイツ・イデオロギー』、『経

『経済学批判要綱序説』、『資本論』、『国家と革命』といったマルクス、エンゲルス、レーニンの古典および関連文献が、国家と法という観点から解説されていて、本書の中では最も入門案内的性格が強い。マルクス主義にそもそも不慣れな場合は、最初はこの古典案内から読んだほうがよいかもしれない。

そして第3部の第1章および第2章が、時系列的あるいは理論史的に、マルクス主義法理論の展開の軌跡を描いている。第1章は英仏独を念頭に置いたマルクス・エンゲルスによる国家と法理論、第2章がロシア革命以後のソビエトの理論状況に関するものである（藤田教授がマルクス主義理論や社会主義思想・運動の歩みについて語る場合、19世紀ヨーロッパ→20世紀ソ連というプロセスをとることが多い）。

この第2章は、冒頭で触れた『ソビエト法理論史研究1917-1938』を凝縮した内容でもある。すなわち1920年代にはマルクス主義法学内部での様々な論争が繰り広げられつつも、その後の政治経済状況（ネップの終焉と重工業化・農業集団化を経て社会主義の勝利が宣言される）に規定されて「社会主義法学」の成立が語られる反面、それまでのマルクス主義法学の創造性がそこなわれ、法における権力的、強制的契機を重視する「法実証主義」的傾向が強くなる。以降、ソ連のマルクス主義法学は「かなりの期間貧血症をかかえることになった」という批判的認識が示されている（340頁）。藤田教授は、1917年のロシア十月革命によって、マルクス主義の思想はその発展のうで一つの質的に新しい段階に入ったという認識を示しつつも、以上のようなソ連の法学論争の顛末を、マルクス主義の国家・法理論の発展の道として普遍化することはできず、特殊な歴史的な性格を帯びるものとしている（282-283頁）。

このように、ソ連のマルクス主義法理論の軌跡を普遍化しているわけではない藤田教授は、ソ連における理論状況のフォローとは別に、マルクス主義法理論に向けた抽象度の高い基礎的作業に同時並行して携わってきた。その場合、参照する主要なテキストはマルクス・エンゲルスの古典であり、派生的には後の「マルクス主義者」の議論である。

### 3. 社会構成体と法的上部構造

そうした基礎的作業の第一義的課題が、本書第1部のタイトルにある「社会構成体と法的上部構造」という法的現象の共時的あるいは通時的な認識方法論をめぐる問題である。社会構成体（Gesellschaftsformation）も法的上部構造も、マルクス主義特有の概念である。こうした概念系列による問題設定の意義は、藤田教授の議論をまとめると、まず、社会を超歴史的な社会一般としてではなく、固有の発展法則をもつ特定の歴史的発展段階にある社会ととらえ、歴史の発展を、より高次の社会への質的転換の過程としてとらえるところにある。そして、社会構成体が「経済的社会構成体」とも言われるように、そこには、所与の社会の生産諸関係を、当該社会の基底の構造や「土台」としてとらえる考えが伏在しており、そのうに「法律のおよび政治的上部構造がそびえ立つ」（マルクス『経済学批判』序言）のであり、法の存立は特定の生産諸関係（物質的な生活諸関係）に根拠付けられる（7-14頁）。

この土台-上部構造論に際して、それが社会の構造について静態的二分法に陥りやすく、それ

ゆえこの対概念を消去したほうがよいという見解があり、それに対して、藤田教授は、そうした結論を導き出すのは早計であり、土台－上部構造というカテゴリーを、それが担う社会認識の方法論的な意義に即して把握すべきことを繰り返し述べている。すなわち土台－上部構造論は、機械的な決定論ではなく、それぞれの社会構成体を構造論的に認識することを可能にする方法論であり（当該社会の政治的・精神的な生活過程は、生産関係の総体によって制約されること）、そのことは歴史の発展を、ある社会構成体から別のそれへの質的、構造的転換ととらえる視点と不可分だという。

また、藤田教授は、土台と上部構造の相互関係における矛盾ということについて強調しており、それは第一には、例えば平等という概念の発展が、経済的関係における所有者対非所有者の搾取関係に基礎づけられているということであり、労働力商品化を前提として、形式的平等の法的形態が、資本家階級の政治的支配の媒介形態になっているということでもある。第二に、上部構造内部の矛盾があり、それは例えば制定法規範と人々の法意識との間の「矛盾」であり、第三には、上部構造の個々の構成要素内部の矛盾で、憲法体系と安保法体系との「矛盾」などである。第二、第三の「矛盾」も、第一の問題に結び付き、それは結局のところ、社会の実在的土台それ自体の矛盾に規定されるという（18－20頁）。

このように、土台－上部構造のカテゴリーは、マルクス主義法理論の意義と存立に関わる根本的な方法論として藤田教授によって位置付けられているとみてよいだろう。しかも、この場合、土台と上部構造との連関は、論理的に整合しているというよりも、矛盾を孕まざるを得ないものとされ、法がしばしば「イデオロギー形態」と本書で呼ばれるのも、そうした矛盾がイデオロギー形態の次元では消去されているという含意があるとみてよいだろう。

#### 4. 社会構成体の史的展開と法的上部構造

次に社会構成体の史的展開と法的上部構造との関連である。これはマルクスが『経済学批判』の中で言及している「アジア的、古典古代的、封建的および近代ブルジョア的」という生産様式を基礎とした、各社会構成体における法的なものの生成についての解明である。この議論の中で、藤田教授は法的なものの成長を可能にする二つのモメントを明らかにしている。第一に、私的利害の対立と紛争、とりわけ私的所有の成立と商品＝貨幣経済の展開が、そうした利害対立をもたらし、（当初は自力救済や仲裁であったが）後に紛争の公的処理を通じて権利義務関係という法的なものが形成されていくというモメントである（法＝権利・義務関係説）。第二に、氏族共同体の中からの特殊な公的権力、のちの政治的國家の生成を通じて、支配者ないし支配集團の拘束力ある命令という形を通じて（國家的強制を伴う）法的規範が形成されるというというモメントである（法＝國家的強制規範説）。藤田教授は、前者の立場を商品交換から法の生成をみるバシユカーニスの立場、後者を階級支配と國家の発生から直接的に法の発生を説く立場に重ね合わせる。いずれも、一面性を免れないため、それらのモメントをどのように統一的に理解するかという課題を呈示する（26－30頁）。

まず奴隷制を内包する古代社会では、私的所有と商品＝貨幣関係の展開によって、経済関係の

直接的な媒介形態としての法の生成を説明できる一方、そうした経済関係の展開は奴隷制の拡大とポリス共同体内部の階級分化をもたらし、共同体の機関を特殊な公的権力の担い手たらしめる。私的所有と商品交換の秩序は、公的意思によって確認され、国家的な強制によって裏打ちされた権利・義務関係の秩序となる（35-36頁）。

封建制社会については、そもそも政治的範疇と経済的範疇とが明確に分離、成立していない状況に触れている丸山眞男やルカーチを引き合いに出しつつ、「経済的構造」を「法律のあるいは政治的上部構造」の「現実的土台」として規定することが可能なかと自問自答する。というのも、マルクスの法律的・政治的「上部構造」概念は、国家と市民社会との分離の論理の追求の結果として生じているのであり、それを前資本主義的な社会構成体に適用するには、思考方法に一定の加工が施されなければならないからである（45-49頁）。

この問題については、「経済的なもの」を「それぞれの生産様式」に即してとらえるアルチュセール学派の提言を発端にし、とりわけバリバルが、それぞれの生産様式に固有な生産過程のあり方（労働者と生産手段との結合または分離など）を、生産様式の「内在的性格」と呼び、封建的生産様式の「内在的性格」は労働と剰余労働との時間的・空間的分離にあるとしたことを藤田教授は検討する（剰余労働の収奪に必要な経済外的強制は「領主＝農奴関係」である）。藤田教授によれば、そうした「時間的・空間的分離」は封建地代の一部たる労働地代についていえることであり、生産物地代や貨幣地代については妥当しないという。労働地代は「土地所有が実現される経済的形態」であり、その根本には「生産条件の所有者の直接的生産者に対する直接的関係」すなわち所有＝領有関係がある。剰余労働の搾取が価値法則の形態で行われる資本家の所有関係と異なって、封建的生産様式は、剰余労働の領有が直接的な支配＝隷属関係をとる（経済的形態が権力的契機を「構成的に」含んでいる）（47-50頁）。

封建制社会は商品＝貨幣関係を含むものの、それは従属的地位しか占めることができず、剰余生産物が市場で売られても、その結果は新たな生産の要因には転化せず、商品＝貨幣関係が再生産過程に浸透することはなかった。しかし、当初は「共同体」と「共同体」とのあいだでおこなわれていた商品交換（遠隔地商業などの商人資本によって担われていた）が、しだいに共同体内部にも浸透してくる。商品＝貨幣関係の発展により形式的平等の権利・義務関係、都市による自治法の形成が進み、これらはブルジョア法の原型ともなった。またローマ法の継受が、地位的・身分的な法から「普遍法」の創出を満たすものであると同時に、商品＝貨幣関係の展開が要請するところでもあった。このよう商品＝貨幣関係は、資本主義的生産様式への転換を呼び起こし、それに伴って、封建法のブルジョア法への転換を呼び起こすことになった（50-54頁）。

資本主義的生産様式の下では、生産が商品＝貨幣形態によって媒介されており、価値法則が貫徹し、人々は普遍的に商品＝貨幣所有者として現れる。私的所有者としての相互承認を前提とした等価交換の場で、権利義務関係が最高の発展をとげる。同時に、こうした社会関係は、労働力商品化を通じて、生産手段の所有者と非所有者との支配＝従属関係を裡に含み、商品＝貨幣形態と階級支配とが内的に連関する。そして政治的国家は、市民社会の「秩序の枠」を維持するものとして、不断に再生産される階級的支配＝従属関係の維持者として現れるほかない。そこで資本主義的生産様式の維持、確保が「普遍的利害」、「一般意思」という性格付けを与えられる。資本

家的領有様式を含みつつそれを捨象した「自由・平等・人権」の法律的世界観が、ブルジョアジー自身からさえ独立して普遍化され、この社会のすべての成員にとって支配的な世界観となり、この社会の法的上部構造の構成要素となる（56-62頁）。

法的上部構造としてのブルジョア法体系は、資本による労働の形式的包摂から実質的包摂とあいまって、内容的成熟と形態上の完成をみるが、独占資本主義段階への移行により、成熟したブルジョア法体系は変容し、法人所有、法人間の株式の相互持合、国有企業形態などにみられるような資本主義的「社会化」が進行し、また国家の社会政策、経済政策の「計画性」が強まる。しかも資本と賃労働との矛盾は激化する。それとともに従来の契約概念や法違反、人権カテゴリーは様々な変容を被り、藤田教授によれば、ブルジョア法体系は、しだいに内的な対立と分裂の姿を示すようになり、このことが、社会構成体の移行期の現象というべく、社会主義への移行の予兆を含んでいる（63-73頁）。

こうした資本主義の「最後の段階」は、社会主義の「玄関口」でもあり、その玄関口から中に入るためには、生産手段の社会主義的社会化、政治権力の領有関係の根本的変革が前提である。そして、社会主義的な生産様式から高次の共産主義的生産様式への成長転化の過程においては、まず特殊利害的分立と対抗、住民の階級区分などが残存し、依然として社会の成員が服すべき一般意思を定立し、かつ強制する政治的国家が不可欠であるが、法律として定立される一般意思は、合目的的な計画的経済運営の論理と、独自の運動法則をもつ商品=貨幣関係の論理とを、ともに表現する二重の性格をもつ。次に社会主義的所有形態が全面的に支配し、私的所有者の階級が一扫された段階であっても、分業や商品=貨幣関係は残存し、等価交換原理、労働に応じた分配の原理が残る。発展したブルジョア法の形態を引きつつも、社会過程の目的意識的=計画的制御、社会的自治の発展により、公的権力の政治的性格が希薄化するとともに、法的な規定性も希薄化し、社会的自治規範の体系に転化する。かくして、長期にわたる漸次的過程とはいえ、法的なものから法的でないものへの転化が進み、人間活動の相互的交換、人間的交渉を一様の抽象的尺度によって測定、裁断するメカニズムがなくなる。それは、マルクスが『ゴータ綱領批判』で述べた「ブルジョアの権利の狭い視界」がのりこえられることを意味し、「法の死滅」がはじまる。この場合、死滅する「法」とは、ブルジョア法の等価の原理、権利の基準のことであり、物質生活の組織のための技術的規範、規制は存在するのであり、法概念を超歴史的な社会規範に解消して「法の死滅」論を否定する論者には賛成し難いという（75-79頁、以上第1章）。

なお、この社会主義の展望が示された部分については、本書刊行の際に、補注が付され、藤田教授の2007年刊行の著書『自由・民主主義と社会主義—1917-1991—社会主義史の第二段階とその第三段階への移行』（桜井書店）を参照していただきたい、とある（80頁）。この『自由・民主主義と社会主義』は、1999年刊行の『自由・平等と社会主義—1840年代ヨーロッパ～1917年ロシア革命』（青木書店）と並んで、藤田教授の研究の集大成であり、マルクス主義「法理論」プロパーというよりは——むろん法的諸問題も随所に登場するが——社会主義思想・運動・体制に関する総合的研究といった内容の大部の著作であり、ここで触れる余裕はない<sup>1</sup>。ただ、簡単にいっておくと、藤田教授は、かつてはソ連をモデルに社会主義への移行形態や、過渡期の法的カテゴリーの行方が論じていたのに比して、上記2007年の著作では、体制としてのソ連社会主義は、社

会主義史の「第二段階」として歴史的に相対化され、ソ連亡き後の、資本の運動に批判的な様々な社会運動などを念頭に社会主義の「第三段階」の幕開けという展望が示されているのである。

## 5. 「社会構成体と法的上部構造」追想および追考

### (1) アジア的生産様式

さて、第1部の第2章は、2009年に出版された別の論文集(『渡辺洋三先生追悼論集』日本評論社)初出のものであり、藤田教授の比較的近年の考え方とあってよいと思われるが、「社会構成体と法的上部構造」論への「追想」とされたこの論文において、本書第1章に「足りない点が多々ある」とされ、不足の点についての覚え書きとも位置付けている。論じ足りなかった点としてここでテーマにされているのが、まず、マルクスが社会構成体の一カテゴリーとして示した「アジア的生産様式」についてである。この「アジア的生産様式」については、藤田教授も指摘しているように、ソ連のマルクス＝レーニン主義の通説では、独立の社会構成体とみなされておらず、そもそもエンゲルス、レーニン、スターリンの著作において、そうであった(おそらく、そのことが前近代的なものを「封建」という用語でひとくくりする風潮をもたらしたのだろう)。しかし、1939年-41年にソ連でマルクスの『経済学批判要綱』が公刊され、そこに含まれる『資本主義的生産に先行する諸形態』において、共同体的土地所有のアジア的形態が考察されていることもあり、第二次大戦後のソ連やその他の国でアジア的生産様式に関する議論が復活した(86-87頁)。アジア的生産様式として表象される社会構成は、土地を世襲的に共同占有する部族的共同体を基礎にし、大規模灌漑事業などの共同事業、外部への防衛、剰余生産物の貢納などを媒介にして、共同体の上位に包括的統一体としての専制君主が君臨する(自給自足的共同体と専制政治支配との結合)。土地所有の古典古代的(ギリシャ・ローマ的)形態およびゲルマン的形態が、生産諸力の発展により、それぞれ奴隷制、封建制という「第二次的」形態へ移行することとの対比で、「アジア的形態」では、そうした変形が生じにくいとされてきた(88-89頁)。

そもそもアジア的生産様式が独自の社会構成体なのかという論争があるが、その独自性を主張する議論は、それを原始的共同体と古典古代社会(奴隷制)との間に存立した社会構成＝「共同体を基礎とする専制国家」を強調するのみならず、それが長期にわたって停滞したものであることを重視するのが特徴である。他方、それがなぜ「アジア的」なのか。ヨーロッパ＝発展、アジア＝停滞の史観の問題性も指摘されている(91-92頁)。

いずれにしても、藤田教授は、アジア的生産様式に関して、社会構成体論的視点をもつ法・国家理論からどのようにとらえるのかという問を發している。藤田教授が「社会構成体と法的上部構造」という視点から法的なものの生成を解き明かす際に用いていた「法＝権利・義務関係説」と「法＝国家的強制規範説」というふたつのシェーマについて、「理論シェーマ優先の発想が濃厚にみられる」と振り返っており、原始的共同体と高次の共同体(共産主義)の間に階級社会の三段階すなわち奴隷制、封建制、資本主義の展開をみるという「五段階説」に依拠していたという。それに対して「アジア的」という場合、基本的生産手段である土地は農耕共同体の所有であり(土地の私的所有がないわけではない)、生産手段の私的所有にもとづく階級的支配＝従属関

係は形成されず、社会的＝共同的機能の担い手が共同体成員から分離して官僚機構を形成し、それと共同体成員との間に貢納・賦役、支配＝従属関係が形成される。こうしたアジア的な専制支配をとらえる際、藤田教授は、まずエンゲルスが『反デューリング論』で示した支配＝従属関係発生の「二重の道すじ」を示す。すなわち①共同体の共同利益のための職務の執行者が、職務の世襲化とあいまって、共同体員から独立化し社会の支配者となる（国家権力の端緒）、②生産力の発展とともに他人の労働生産物を取得する可能性が生じ、分業の発展を促す奴隷制が形成され、奴隷所有者と奴隷との支配＝従属関係が生じ、共同体の社会職務の担い手として形成された国家権力は、階級支配の諸条件を暴力的に維持する（本来の意味での国家に転化）。これらは、異なる二つの道ではなく絡み合せて段階的に発展するとみることもできるが、①と②の間に、家父長制・首長支配の部族共同体の構造の淵源し、灌漑事業や外部部族の併合＝征服を契機と形成される「東洋的専制政治」の法秩序が加わるのであり、それは社会的職務の自立化としての「端緒的」政治権力のそれとは同一化できないという（92-94頁）。

「社会構成体と法の上部構造」への追想は、以上までとされているが、アジアの生産様式を扱ったこの追想の章の最後では、「19世紀から20世紀にかけてマルクス主義者が展望した歴史の尺度のなお短小なることを痛感せしめる」という思いが述べられている。そしてソ連や中国、ベトナムなどの経験が「資本主義世界の変革としては限界の大きな『後進国・先行・局地革命』の事例にとどまる」とされ、マルクスやレーニンにもとづく「革命的過渡期」とは異なった多様な「過渡的社会」が、今後、長期にわたるという展望が示されている（95-96頁）。

## (2) 英仏独の「ブルジョア革命」、ブルジョア社会」形成をめぐる

次に第1部第3章は、本書刊行に際しての書き下ろしであり、第1章第3節の「社会構成体の史的展開と法の上部構造—その2 資本主義社会」の補追という意味で「追考」とされている。第1章第3節では、ブルジョア法の形成およびその展開が、かなり抽象的な一般理論として示されていたのに比して、この「追考」では、英仏独それぞれの国におけるブルジョア革命の展開とブルジョア法の生成が、その固有の歴史的地盤とともに、かなり具体的に記述されているのが特徴である（第1章第3節の「総論」あるいは「概論」的な説明に対して国ごとの「各論」といったところか）。

その前提作業として、1960年代以降の「市民社会」論ルネッサンスを発端とする、市民社会概念の系譜を辿る。すなわちアダム・スミスやヘーゲルを経由してマルクスによって解剖されてきた「市民社会」（ブルジョア社会）である。そこで言われている市民社会＝die bürgerliche Gesellschaftは、①一般に社会の生産諸関係の総体を指すことばとして、また②特殊の資本主義社会の生産諸関係の総体を指すことばとして用いられており、場合によって物質的社会関係に根ざす階級的＝階級意識の諸関係を含み、それ生み出す「国家およびその他の観念的上部構造」の反作用を受けた諸関係、中でも法的諸形態によって媒介された諸関係を含んでいる（104-108頁）。

イギリス、フランス、ドイツにおける市民社会、ブルジョア法の成立過程については、それぞれ「早期ブルジョア革命の国または資本制生産様式の展開の古典的な場＝イギリス、古典的ブルジョア革命＝フランス、挫折したブルジョア革命の国における資本主義への特殊の道＝ドイツ」



という規定がなされている。それらの具体的な過程についての要約はここでは省くが、こうした英仏独のようなそれぞれの固有性を孕んだ資本主義生産様式の伸長の下での市民社会、ブルジョア法の成立の問題のみならず、旧稿（本書第1部第1章）が扱っていなかった問題として列挙されているのが、植民地諸民族独立の諸形態、非西欧地域を含む「グローバル化」の中での支配的中枢と周辺地域との関係、ロシアや日本における資本制生産様式形成と政治的・法の上部構造の独特な関係などである。これらはいずれも将来の課題とされている（161-162頁）。

## 6. 法の形態と内容

第2部は、本書の中では分量的にそれほど多くはないが「法の上部構造分析のカテゴリー・システム」という統一的な主題が付与されている。第1部の「社会構成体と法の上部構造」論のさらに発展的議論であることは容易に推測できるが、この第2部は理論的抽象度がいちだんと高まっており、「社会構成体」、「法の上部構造」というマルクス主義の認識方法に一応慣れ親しんでいる場合でも、理解は容易ではない。

第2部の第1章では、まず「土台-上部構造」が、単なる比喩ではなく、社会の中での法の位置を明らかにし、社会と法の質的規定、構造転換の論理を明らかにするうえで重要な意味もっていることが確認され、物質的社会関係に始まり法規範の生成、実現、そして権利義務関係や法意識にいたるまでの法の上部構造の認識のためのカテゴリーが示され、次に特定の歴史的タイプとしての法（ブルジョア法）に固有な、それにとっての普遍的な内的編成としてのカテゴリー（所有権、法的人格、契約、主権、人権等）、立法体系に即した法規範分類カテゴリー（民法・刑法・憲法等）が示される。そして、これらの一連のカテゴリー・システムについて、それらの歴史的規定性を明らかにする必要があるとし、そうした問題意識が、「ブルジョア法に固有の内容と形態規定を明らかにしていかなければならない」と言い換えられている（165-172頁）。

続いて第2章では、「法における内容・形態カテゴリー」の考察に推移する。内容・形態の範疇区分とその弁証法的関係がヘーゲル論理学に由来していることは、藤田教授の議論からも明らかであるが、この問題に関しては、まず日本のマルクス主義法学における加古祐二郎の業績が「当時として期待しうる最も高い水準を示した」と藤田教授によって評価される（戦後のその成果の継承者が沼田稲次郎と位置付けられている）。加古祐二郎が形式（Form）と内容（Inhalt）との統一として形態（Gestalt）をとらえようとしたのは、法を社会的存在から切り離して規範一般という意味での「形式」とらえようとする立場を否定し、法を歴史的社会的社会的存在によって「拘束」されつつ、歴史的に規定された内容を裡に含むものにとらえようとしたからだという（形式と内容と具体的統一としての形態というとらえ方は三木清の影響だという）。しかし、藤田教授は、特にGestalt概念を用いずとも、弁証法的カテゴリーとしての形式・形態（Form）をもって、以上のような視角は十分に構築できるとし、以下、Inhalt、Formを「内容・形態」カテゴリーと呼んで議論を進める（176-179頁）。

そこで問題となっているのは、他のイデオロギー的諸形態（宗教・道徳等）と区別される特定の社会現象としての「法的形態」というよりも、法が経済（内容）に対して形態としてあらわれ

つつも、それ対して一定の独立性をもつことを前提としたうえで「法の形態」である（181－182頁）。こうした見方は、「土台－法的上部構造」との関係で、法が社会的存在に対して、それを内容とするその形態であるということでもあり（185頁）、物質的社会関係・経済的諸関係の法則性が、法的諸関係にイデオロギー化された表現・発現様式を見出すという意味で、法的諸関係は物質的諸関係の「媒介形態」ともなる（187頁）。法的形態は、経済的内容そのものの構成原理をイデオロギー的に表出するものとして、内容そのものによって与えられたものとして存在し、内容と形態とは、その歴史的・論理的規定性において統一されている（188頁）。

また形態が内容の内的構造、その構成原理を示すものであるとすれば、法規範の直接的内容は国家意思に転化した階級意思であり、法の形態は、その規範の組織構造ということになる。ここではヘーゲルの「形式の二重化」が援用され、内容自身のうちに含まれる「自己内反省的形式」とは、いわば内容の内的構造、その内的組織を示し、内容の諸要素の安定した連関体系を示すものとされている。そこから法規範が単なる形式ではなく、国家意思の内的形態と位置付けられる（189－190頁）。

ブルジョア社会におけるイデオロギー形態としての法は、物質的諸関係のたんなる「反映」というよりも特殊な顛倒した反映形態であり、法的形態は物質的・社会的内容によって根拠づけられると同時に、形態が内容にたいして、そのイデオロギー化された反映、虚偽として対応するかぎり、両者は統一的であると同時に矛盾した関係に立つ。この矛盾は、結局のところ、内容それ自体に内在する矛盾（階級的矛盾）の現象形態にほかならない。これは階級的搾取関係が自由・平等の人格者間の関係という形態によって不可避免的に媒介されているというブルジョア法における根源的矛盾であり、ブルジョア法の基本範疇としての雇用契約の抽象性・普遍性と資本家的生産における労働力商品との連関、そして前者のイデオロギー性が歴史的に把握される（194－195頁、なお、ここで雇用契約の問題が出てくるのは、当該部分を含む第2部第2章の初出が沼田稲次郎先生還暦記念『現代法と労働法学の課題』であるからと思われる）。そして労働基準法等の成立を前提とする（雇用契約とは範疇的に区別され得る）労働契約の法規範のイデオロギー的内容は、雇用契約と同様に国家意思としての支配階級の共通意思であることに変わりはないが、それは労働者階級の階級意識の対抗によって具体的に制約されたものである（195－196頁）。労働力商品化の前提が否定される結果としての社会主義社会では、労働契約の形態もまた消滅するのかというと、必ずしもそうではなく、管理者と労働者との分化、労働に応ずる分配の原則、商品＝貨幣関係の存続のもとで、労働契約は、生産手段の社会主義的所有にもとづく社会の共同所有者たちの共同労働の組織化の形態として存在しているという。そうした労働契約は資本主義のもとでの雇用契約や労働契約とは形態を異にしている（内容上の相違は形態にも表現されている）（197－198頁）。

第2部の第3章は「法体系の内的編成」という主題が与えられており、ブルジョア法を中心とする法体系の認識に際してのカテゴリー・システムの構築に関する試論である。このことに関して、例えば従来の民法・商法・労働法・刑法・憲法といった法領域については、これらの統一的にとらえるためには「領域の壁」はとりはらわなければならない。そして、ある歴史的条件下での法的上部構造の考察に際しては、いくつかのカテゴリー系列が示されており、社会の最も基層的

な諸関係（市民社会の諸関係）の法的媒介形態を表現する諸カテゴリーに始まり、第二次的に形成される社会諸関係（政治社会の諸関係）の法的媒介形態はそのあとに配列するといった方法がとられている。さらに、資本家的生産の諸関係を直接的に媒介する諸カテゴリー（所有権・契約・法的人格の三範疇を起点とする）、生命と労働力の再生産の単位としての家族関係の法的媒介形態を表現する諸カテゴリー（婚姻・親子・相続等々）、権力の社会的秩序維持活動により形成される諸関係の法的媒介形態を表現する諸カテゴリー（犯罪・刑罰・法的責任・罪刑法定主義・当事者主義等々）、諸関係の政治的総括形態を表現するカテゴリー（主権、人権等）をそれぞれ、第一系列から第四系列とみなし、それらの系列間の連関あるいはカテゴリー間の連関をも追究するという方向が示されている（200-212頁）。

## 7. まとめにかえて：若干の感想等

以上のように、本書の難易度、それゆえ読みやすさは第3部→第1部→第2部という順を辿ると思われる。そして、とりわけ第1部と第2部が、マルクス主義法理論の「方法的基礎」を構成しており、以上では、可能な限り、この第1部と第2部の内容を要約的に示してみた（あくまでも評者が理解した範囲内であり、誤解・理解不足も、正直言って多々あると恐れる）。

藤田教授が、今回、こうした形で1970年代の諸論考を含めて一冊の著書として刊行したのは、まさにタイトルの「マルクス主義法理論的方法的基礎」という原理論の次元において、社会構成体と法の上部構造という認識論のシェーマが、その基本的部分においては、現在においても妥当であると考えているからだと思われる。むしろ、本書では「アジア的生産様式」を論じた第1部第2章で述べられているように、1970年代に執筆・掲載された諸論考が（それから30年近く経過しているわけだから）若干の再考対象ともなっている。しかし、だからといって社会構成体や土台と法の上部構造という認識方法論上のカテゴリーの有効性が否定されているわけではない。

私自身も、現在においてもなお、というよりも、資本主義がより純粋化していった1990年代以降においてなおさらのこと、「社会構成体」の概念は、資本制社会およびそこでの法的現象を見つめ直すための構造論的認識方法として有効だと思うし、それと不可分の関係にある「土台-法の上部構造」的な見方も、例えば法律が特定の社会関係を「産み出す」ものではない以上、上部構造の反作用だとか相対的自律性といった但し書きを付けるまでもなく、歴史を事後的にみる視点としては正しいと思われる<sup>2</sup>。とはいえ、特定の歴史的制約性を受ける社会構成体という見方と、それを高次の歴史的段階への移行や質的転換の過程としてとらえる見方とは、かなり次元が異なる問題だと思われる。藤田教授によるマルクス主義法理論の「方法的基礎」の探究に際して、「社会構成体と法の上部構造」論では、歴史的制約性の下にある社会構成体を構造的に把握することに主眼があるのみならず、ブルジョア的社会構成体が社会主義に移行するのは必然であり、またそうであるべきという当為が含まれているだろうし、その移行の経験的モデルが長らくソ連であったことは間違いのないだろう。

ソ連崩壊によって、ソ連モデルから引き出されていたブルジョア的社会構成体から社会主義への移行の問題は、藤田教授にとっても再考対象となったのであろう。それについてはソ連解体後

から現在にいたるまでに新たに刊行された『自由・平等と社会主義—1840年代ヨーロッパ～1917年ロシア革命』（青木書店）と『自由・民主主義と社会主義—1917—1991』（桜井書店）において一定の見解が示されている。これらの著書について、ここで触れる余裕はないが、本書に関しては、先に触れた「アジア的生産様式」、「アジアの形態」に関する論考は、長大なものではないにせよ、ソ連社会主義の歴史認識に関連する様々な含みを残しているようにも思え、個人的には最も興味を惹かれるところである。

というのも、私は、大学のロシア法やその他の講義などで、ソ連の国家と法を総括する場面では、ソ連を「東洋的専制国家」の一変種あるいはその極限として説明してきたからである（この場合の「東洋的」という形容はあくまでも価値中立的である）。そして、ソ連が社会主義国家であることと東洋的専制国家であることとは何ら矛盾しない。まさに「社会より強い国家」であり、中間集団の伸長の抑止（農業集団化や労働組合、各種社会団体の国家化）、五カ年計画、国家所有（土地や生産手段の私的所有に基づかない官僚制支配）、そして自治法よりも管理法・規制法中心のソビエト社会主義法は、東洋的専制の諸特徴と重なるところが多い（私にとっては、「権威主義」や「全体主義」といった枠よりも、しっくりと来る）。

むろん、こうした説明の背景には、大学院時代に接したカール・ウィットフォーゲルの『オリエンタル・デスポティズム（東洋的専制）』（湯浅赳男訳）がある。今回、アジア的社会論を正面から据えた藤田教授の論考では、様々な関連文献が注などでも挙げられている反面、ウィットフォーゲルはなぜか全く登場しない（ロシアの専制について法文化論的視点から論じた大江泰一郎教授の『ロシア・社会主義・法文化』においてもウィットフォーゲルの扱いは僅少である）。もともと中国の専門家として知られていたウィットフォーゲルは、戦前はドイツ共産党員だったが、独ソ不可侵条約に幻滅して離党し、その後、北米に渡り中国、ソ連を批判的に研究したため「反共」とも言われた。こうした経歴の持ち主のウィットフォーゲルは、ともするとマルクス主義陣営から、論じるに値しないか、「俗論」として黙殺された向きもあるが、晩年ますます人類学的関心に向かって行ったマルクスのアジア的社会論を発展させていくと、結局、ウィットフォーゲルの議論のようにならざるを得ないのではないか。「アジア的」という形容詞は、確かにヨーロッパ＝発展、アジア＝停滞といった図式を生み出しやすいが、後にウィットフォーゲルは「水力的社会」、「水力文明」と言い方を採用しており、これはしばしば誤解されやすいが、地理的・風土的決定論ではなく（その要が必ずしも巨大な治水灌漑事業である必要はない）、巨大な官僚制の下で人民を動員し得る専制国家の「土台と上部構造」の複合体である。

藤田教授の諸論考はいずれも、理論的、方法論的にかなり厳密であり、そこに独特の威厳があり、直前で私が述べたような、ともすると「俗論」めいた分析には容易に傾斜しないと思われる。ただ本書第1部第2章のアジア的生産様式のところでは、ソ連社会主義の歴史認識に関する何らかの地殻変動のようなものが読み取れなくもない。しかも藤田教授の場合、マルクス主義をやめたのではなく、むしろマルクス主義の延長上で議論しているところが特徴であり、アジア的生産様式や、それに関連する東洋的専制の問題は、マルクスが残した問いに依然として未解決の問題＝今後論じていくに値する問題群がなお含まれていることをも示している（これをめぐって、日本では湯浅赳男氏や石井知章氏などの業績がすでに出ているが）。

すでに述べたように、本書は1970年代半ばに執筆掲載された諸論考をもとに、比較的近年に執筆された「アジアの生産様式」、「市民社会」に関する課題提起的な論考が加わっている。両者の間に一定の緊張関係が垣間見えると同時に、その間、ソ連社会主義の終焉という世界史的事象があった。以上のような時代状況の変化を念頭に置きつつ編集された本書の学術的価値は高く、願わくは、今後のマルクス主義法理論の発展及び、その中での新たな課題提起の媒介となって欲しいと評者は願う。とはいえ、現在の大学および研究機関ではマルクスの居場所は狭く、結果的に比較的若手の研究者の間で本書の理解を難しくしているとしたら、それは残念なことであり、仮にマルクス主義に関する先行業績を批判するにも、そもそもマルクス主義についてかなり勉強していなければならないという当たり前の事実気づかされるのである。

(日本評論社、2010年8月刊、407頁、6500円＋税)

## 注

- (1) 『自由・民主主義と社会主義1917-1991』の書評については、本誌第10号(2009年)掲載の塩川伸明「藤田『社会主義史』論との対話」が参考になる。
- (2) 社会構成体および生産様式のカテゴリーを基礎にした比較的近年のマルクス主義の法の一般理論の業績としては、Olufemi Taiwo, *Legal Naturalism: A Marxist Theory of Law* (Cornell University Press, 1996). これについては別稿で触れたいと思う。